

## 施設使用料改定のお知らせ

豊橋市では、概ね5年を目途に使用料等の見直しを実施していますが、前回の見直しから8年が経過し、物価高騰等の影響により施設コストが増加している状況を踏まえ、将来に亘って公共施設を適切に運営していくため、受益者負担の適正化の観点から、使用料等の改定を行いました。

### (1) 中央図書館について

#### 改正後（令和8年4月1日～）

時間 区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午前9時30分 から午後7時まで
集会室	円 2,660	円 4,320	円 2,080	円 10,120
第一会議室	630	980	500	2,360
第二会議室	630	980	500	2,360
第三会議室	630	980	500	2,360

#### 備考

- 1 午前及び午後の時間区分を連続して使用するときの使用料は、当該時間区分に係る使用料の額を合算した額に、午前の時間区分の1時間に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。
- 2 市外の者が使用する場合の使用料は、当該使用料の1.5倍の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 入場料又は会費の類を徴収する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。
- 4 第2項の規定は、前項の規定に該当する場合については、適用しない。

#### 改正前（現在～令和8年3月31日まで）

時間 区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午前9時30分 から午後7時まで
集会室	円 1,900	円 3,090	円 1,490	円 6,480
第一会議室	450	700	360	1,510
第二会議室	450	700	360	1,510
第三会議室	450	700	360	1,510

#### 備考

入場料又は会費の類を徴収する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。

## (2) まちなか図書館について

改正後 (令和8年4月1日～)

区分		時間	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
インターナ ショナルス ペース	全面利用	円	円	円	円	
	半面利用	6,000	7,950	6,000	23,930	
		3,000	3,970	3,000	11,960	

備考

- 1 時間区分を連続して使用するときの使用料は、当該時間区分に係る使用料の額を合算した額に、正午から午後1時までの1時間にあつては午前の、午後5時から午後6時までの1時間にあつては午後の時間区分の1時間に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。
- 2 市外の者が使用する場合の使用料は、当該使用料の1.5倍の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 入場料又は会費の類を徴収する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。
- 4 第2項の規定は、前項の規定に該当する場合については、適用しない。

改正前 (現在～令和8年3月31日まで)

区分		時間	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
インターナ ショナルス ペース	全面利用	円	円	円	円	
	半面利用	4,000	5,300	4,000	13,300	
		2,000	2,650	2,000	6,650	

備考

入場料又は会費の類を徴収する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。

## (3) 新料金の適用日

令和8年4月1日(水)使用分の料金から

※令和8年4月以降使用分の使用料を3月中にお支払いいただく場合も改正後の新料金となりますので、ご承知おきください。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

中央図書館：0532-31-3131  
まちなか図書館：0532-21-5518